

国内受注型企画旅行条件書

本旅行条件書の意義

この国内受注型企画旅行条件書(以下「本旅行条件書」といいます。)は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申込みの際は、必ず印刷の上この旅行条件書をお読みください。

1. 受注型企画旅行契約

- (1) 本旅行条件書で定める受注型企画旅行は株式会社AirX(東京都千代田区麹町6-6-2番町麹町ビルディング5F 東京都知事登録 旅行業第2-7428号、以下「当社」といいます。)がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、実施する旅行であり、この旅行に参加するお客様は、当社と受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結します。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、企画書面、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(いわゆる最終旅行日程表)その他案内書類(以下これらを総称して「パンフレット等」といいます。)及び当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)によります。

2. 旅行契約のお申し込みと旅行契約の成立

- (1) 旅行契約のお申し込みには、当社又は旅行業法で規定された当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます。)にて、当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金(申込金は、旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部又は全部として取扱います。以下本項において同じ。)の全額を添えてお申し込みください。旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。
- (2) 当社らは、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知し、当該通知に記載されている期日までに申込金を受領した時に成立します。なお、この期間内に申込金をお支払いいただけない場合は、予約はなかったものとして取り扱う場合があります。
- (3) 当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員のお客様より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けることを条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申し込み(以下「通信契約」といいます。)を受けた場合の取扱いは、以下のとおりとします。
 - 1 通信契約の申し込みの際し、お客様は、申し込みをしようとする旅行の名称、出発日、会員番号及びカード有効期限等を当社らにお申し出ください。
 - 2 通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を發し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。
 - 3 お客様の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約の締結を拒否させていただく場合があります。
 - 4 当社らは、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日(お客様及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日)は旅行契約の成立日とします。
- (4) 当社らは、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込みがあった場合の取扱いは以下のとおりとします。
 - 1 当社らは、契約責任者を、その団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます。)の受注型企画旅行契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有している

ものとみなします。

- 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 3 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- 4 当社らは、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 5 当社は、契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。

3. 申込条件

- (1) 当社があらかじめ明示した、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の事項が当社の指定する条件に合致することが必要です。
- (2) 旅行開始時点で18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行を条件とする場合があります。
- (3) 現在健康を損なわれている方、車椅子等の器具を利用されている方、心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギー等のアレルギーをお持ちの方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬又は介助犬等)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方のお申込みに関する取扱いは、以下のとおりとします。
 - 1 当社は、上記の要望に対し、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。
 - 2 特別の配慮が必要な場合は、旅行のお申し込みの際に、その旨をお申し出ください。また、旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。
 - 3 当社からお客様の状況及び旅行中に必要となる措置の内容をお尋ねしますので、具体的にご回答ください。なお、必要に応じて書面でのお申し出をお願いする場合があります。
 - 4 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために、お客様に介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、行程の一部について内容を変更すること等を申込条件とすることがあります。
 - 5 お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、原則としてお客様の負担とします。
- (4) 旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取ります。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様都合による別行動はできません。ただし、コースにより別途条件をお付けしてお受けすることがあります。お客様都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無・復帰の予定日時等の書面による事前連絡が必要です。
- (6) 以下のいずれかに該当する場合は、当社はお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除する場合があります。
 - 1 お客様が本項に規定する申込条件に違反するとき
 - 2 当社が本項(3)でお申し出いただいた措置を手配することができないとき
 - 3 お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき
 - 4 お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - 5 お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - 6 お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - 7 その他当社らの業務上の都合があるとき

4. 契約書面及び確定書面

- (1) 当社らは、旅行契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といい、契約書面

はパンフレット等により構成されます。)をお渡しします。ただし、お申込み時点でこれらをお渡ししている場合はこの限りではありません。

- (2) 本項(1)の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から遡って7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)をお渡しします。
- (3) 旅行契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況について説明します。
- (4) 当社が旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、確定書面を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

5. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金の額はパンフレット等に定めます。旅行代金は旅行開始日より前の当社が定める日(以下「支払基準日」といいます。)までにお支払いください。
- (2) 支払基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社らが指定する期日を支払基準日とみなします。

6. 旅行代金の適用

- (1) 特に注釈のない限り、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2) 旅行代金はパンフレット等に表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

7. 旅行代金

- (1) 以下に規定する料金・費用は旅行代金に含まれます。なお、お客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しは行いません。
 - 1 旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道、バス等の運送機関の運賃・施設利用料・料金(行程により等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)
 - 2 旅行日程に記載した宿泊料金及び消費税等諸税・サービス料金
 - 3 旅行日程に記載した食事料金及び消費税等諸税・サービス料金
 - 4 旅行日程に記載した入場・拝観・ガイド等の観光料金及び消費税等諸税・サービス料金
 - 5 添乗員付きコースでは、添乗員が同行するために必要な諸費用
 - 6 パンフレット等に「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用
- (2) (1)に規定するもののほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
 - 1 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)
 - 2 クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
 - 3 旅行日程中の自由行動・自由見学・別料金・お客様負担等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
 - 4 1人部屋を使用される場合の追加代金
 - 5 当社の旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行(以下「オプションツアー」といいます。)の料金
 - 6 お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金及び交通費等)
 - 7 ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

8. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得な

いときは、変更後に説明します。

9. 旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約成立後であっても、次の各号の事由に該当する場合は、旅行代金を変更することができます。

- (1) 利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額し、**減額される場合その減少額を減額**します。ただし、旅行代金を増額変更するとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 前項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- (3) 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

10. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡に際しては、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ提出の上でお申し出ください。ただし、当社はお申し出をお断りする場合があります。
- (3) 旅行契約上の地位の譲渡には、手数料(お一人様につき1,000円(税別))の支払いを要します。既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。
- (4) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。

11. お客様による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前の解除

1 企画料金又は取消料の支払い

2 お客様は、いつでもパンフレット等記載の企画料金又は取消料を支払うことで、旅行契約を解除することができます。但し、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用(以下「運送・宿泊機関取消料等」といいます。)の金額を、パンフレット等において証憑書類を添付して明示したときは、お客様が旅行開始前に旅行契約を解除した場合の取消料については、パンフレット等記載の取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。当社の責任とならないローン手続き等の事由によりお取消しの場合も企画書面記載の企画料金又は取消料をいただきます。お客様は次に掲げる場合において、企画料金又は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- (1) 第8項(旅行契約内容の変更)に基づき契約内容が変更されたとき(ただしその変更が第19項(旅程保証)の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限りません。)
- (2) 第9項(旅行代金の変更)(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき
- (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき
- (4) 当社らがお客様に対し、第4項に定める期日までに、確定書面をお渡ししなかったと

- き
- (5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき
- 3 当社らは、本項(1)のイにより旅行契約が解除された場合の取扱いは以下のとおりとします。
- (1) 既にお支払いいただいた申込金から所定の企画料金又は取消料を差引いた上で残額を払い戻します。
 - (2) 申込金のみで企画料金又は取消料がまかなえないときは、その差額のお支払いを要します。
 - (3) ご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金のお支払いを要します。
- 4 当社らは本項(1)のイにより旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている申込金の全額を払い戻します。
- (2) 旅行開始後
- 1 旅行開始後において、お客様の都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様が権利を放棄したものとみなし、一切の払い戻しをしません。
 - 2 お客様の責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限り)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

12. 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

- 1 お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき
- 2 お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき
- 3 お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき
- 4 お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- 5 お客様の人数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき(この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあっては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。)
- 6 当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき
- 7 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
- 8 お客様が支払基準日までに旅行代金を支払わなかったとき(当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除します。この場合において、お客様は当社に対して、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。)
- 9 お客様が第3項(申込条件)(6)エからカに該当することが判明したとき。

(2) 旅行開始後

当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。その場合、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。ア又はウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

- 1 お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと

- き
- 2 お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき
 - 3 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき
 - 4 お客様が第3項(申込条件)(6)エからカに該当することが判明したとき

13. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、第9項(旅行代金の額の変更)の規定により旅行代金が減額された場合又は第11項(お客様による旅行契約の解除)及び第12項(当社による旅行契約の解除)の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) クーポン券類の引渡し、航空券・JR券等の受領後の払戻しについては、お渡したクーポン券類、航空券・JR券等が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。
- (3) (1)号の規定は、第16項(当社の責任)又は第18項(お客様の責任)の規定に基づき、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げません。

14. 旅程管理

当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行ないます。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

- (1) 当社は、お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められる場合は、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- (2) 当社は、前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
- (3) 当社は、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

15. 当社の指示

お客様には、旅行開始後から旅行終了までの間において団体で行動するとき、旅行を安全かつ円滑に実施するために、当社の指示に従っていただきます。

16. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させる者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、この賠償は損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 当社は、お客様が以下に例示するような事由により損害を負った場合、前号の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - 1 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - 2 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - 3 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若

- しくは旅行の中止
- 4 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - 5 自由行動中の事故
 - 6 食中毒
 - 7 盗難
 - 8 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償します。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。

17. 特別補償

- (1) 当社は、前項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の「特別補償規程」により、お客様が受注型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体に被った一定の損害について、死亡補償金・後遺障害補償金(限度額)として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、または通院見舞金として通院日数(3日以上)により1万円～5万円のいずれかの高い方の金額を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。また、現金、クレジットカード、貴重品、薬品・化粧品・食料品等の消耗品、撮影済みのフィルム、記録媒体に書かれた原稿等の補償は行いません。
- (2) 前号の規定にかかわらず、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨明示した場合に限り、「当該旅行参加中」とはいたしません。
- (3) お客様が、旅行中に被られた損害が、お客様の故意、故意の法令違反・法令に違反するサービスの提供の受領、酒酔い運転、疾病、妊娠、出産、早産、流産等のほか、受注型企画旅行に含まれない場合の、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロクラフト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときおよび地震、噴火または津波そしてその事由に随伴して生じた事故・秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、これらの運動が、旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社が前項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (5) オプションツアーのうち、当社が企画・実施するオプションツアーに対する特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (6) 当社以外の者が企画・実施するオプションツアーに参加された場合、当社は特別補償規程を適用しますが、それ以外の責任を負いません。

18. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けません。
- (2) お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容を理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は旅行開始後に、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者にその旨申し出なければなりません。

19. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次のアからウに掲げる場合を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行

終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第16項(当社の責任及び免責事項)(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

1 次に掲げる事由による変更の場合は、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更を除き、当社は変更補償金を支払いません。

- (1) 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
- (2) 戦乱
- (3) 暴動
- (4) 官公署の命令
- (5) 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- (6) 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- (7) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

2 第11項(お客様による旅行契約の解除)及び第12項(当社による旅行契約の解除)での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更

3 パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更にかかわらず旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来たとき

- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1つの旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1つの旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第16項(当社の責任及び免責事項)(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

【表3 変更補償金】

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じ		

- たときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5 第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

20. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込みに際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得します。
- (2) 当社の [個人情報保護方針及び個人情報のお取扱い](#) につき同意をいただいたうえで、お申し込みください。
- (3) 団体・グループを構成する旅行者の代表(契約責任者)のお客様は、個人情報の第三者提供が行われることについて、構成者(同行者)本人の同意を得るものとします。なお、取得したお客様の個人情報については、お客様との連絡、当社の提携する企業の商品やサービスの案内等のために利用させていただくほか、旅行手配やその他の手続きに必要な範囲内で運送機関・宿泊機関および保険会社、土産店等に提供します。
- (4) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用します。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

21. 旅行条件・旅行代金の基準時

本旅行条件と旅行代金の基準日は、別途お渡しするパンフレット等に明示した日となります。

22. 本旅行条件書に定めない事項について

本旅行条件書に定めない事項については当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)によります。当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ(URL: [URL: https://skyview.airos.jp/](https://skyview.airos.jp/))からもご覧になれます。

23. その他

- (1) 以下の費用はお客様にご負担いただきます。
 - 1 お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用
 - 2 お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用
 - 3 お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用
 - 4 お客様の別行動手配に要した諸費用
- (2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様ご自身の判断と責任の下に購入していただきます。
- (3) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられます。
- (4) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに確定書面等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- (6) 集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れたことで旅行に参加できない場合の責任は一切負いかねます。事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならぬ事態が生じても当社はその要望には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (7) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

以上